

無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）に関する協定書

国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所  
みなみ阿波レスキュードローン協会

# 無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）に関する協定書

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所（以下「甲」という。）とみなみ阿波レスキュードローン協会（以下「乙」という。）は、無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、那賀川河川事務所が管理する河川及びダム施設等に災害等が発生した場合に、無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）により、詳細な被災状況を把握し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的する。

## （活動の実施範囲）

第2条 甲が乙に対し出動を要請する活動の実施範囲は、那賀川河川事務所直轄管理区間内とし、別紙-1で示す範囲とする。

2. 災害等の状況により、甲が必要と認めるときには、甲は乙に対し、前項に規定する実施範囲以外に出動を要請することがある。なお、出動を要請する際は、甲乙協議に基づき行うものとする。

## （活動内容）

第3条 甲が乙に対し指示する活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 空撮によるライブ映像や静止画等を提供し被災状況の調査確認。
- (2) 撮影データの3次元処理による被災範囲等の解析協力。
- (3) その他、甲が必要と認める情報収集に関すること。

## （活動開始の要請）

第4条 甲は乙に対し、河川及びダム施設等に災害が発生し、必要と認められるときには、被害状況に応じて書面（第1報は電話等で可）などの方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 甲及び乙は前項の出動要請等の連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

## （業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかにその業務を実施するものとする。

2. 撮影等に関する直接の指示は、那賀川河川事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。



3. 甲は、前項による指示者を指定したときは速やかに乙に通知するものとする。
4. 乙が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業をすすめるなければならない。また、当該業務の関係者のほか、付近住民、通行人、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。
5. 当該業務中は、腕章等を着用し、作業の行為を明示するものとする。

#### (活動の業務報告)

第6条 乙は、活動が完了した時は、直ちにその旨を指示者に対し、口頭、電子データ並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。また、プライバシー保護のため、データの管理及びマスコミ等への譲渡、放映等について、甲と協議するものとする。

#### (契約の締結)

##### 第7条 契約の締結

甲は、第4条に基づき、乙が活動を要請した時は、速やかに随意契約を締結するものとする。

2. 契約の締結にあたっては乙が使用する無人航空機が、産業用無人ヘリコプター総合保険（対人・対物）等に加入していることを条件とする。

#### (費用の請求)

第8条 乙は、活動の完了後、当該活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

#### (費用の支払)

第9条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

#### (損害の負担)

第10条 活動の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

2. 活動の実施に伴い、甲乙いずれかの責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙は、その事実を直ちに甲へ電話、メール等にて報告するとともに遅延なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲乙協議して定めるものとする。

(航空法における許可等)

第11条 本協定の主な活動は、航空法に定める特例に該当する事が想定されるため、乙は、無人航空機の航行の安全や地上の人家等の安全が損なわれないよう、乙は必要な安全確保を自主的に行うものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の期限は、協定締結の日から令和9年3月31日とする。

ただし、この期間の満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申し出がないときは、更に1年延長するものとし。その後において期間満了したときも同様とする。

第13条その他

この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 8 年 1 月 14 日

甲 国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所

事務所長 北川 誠 純

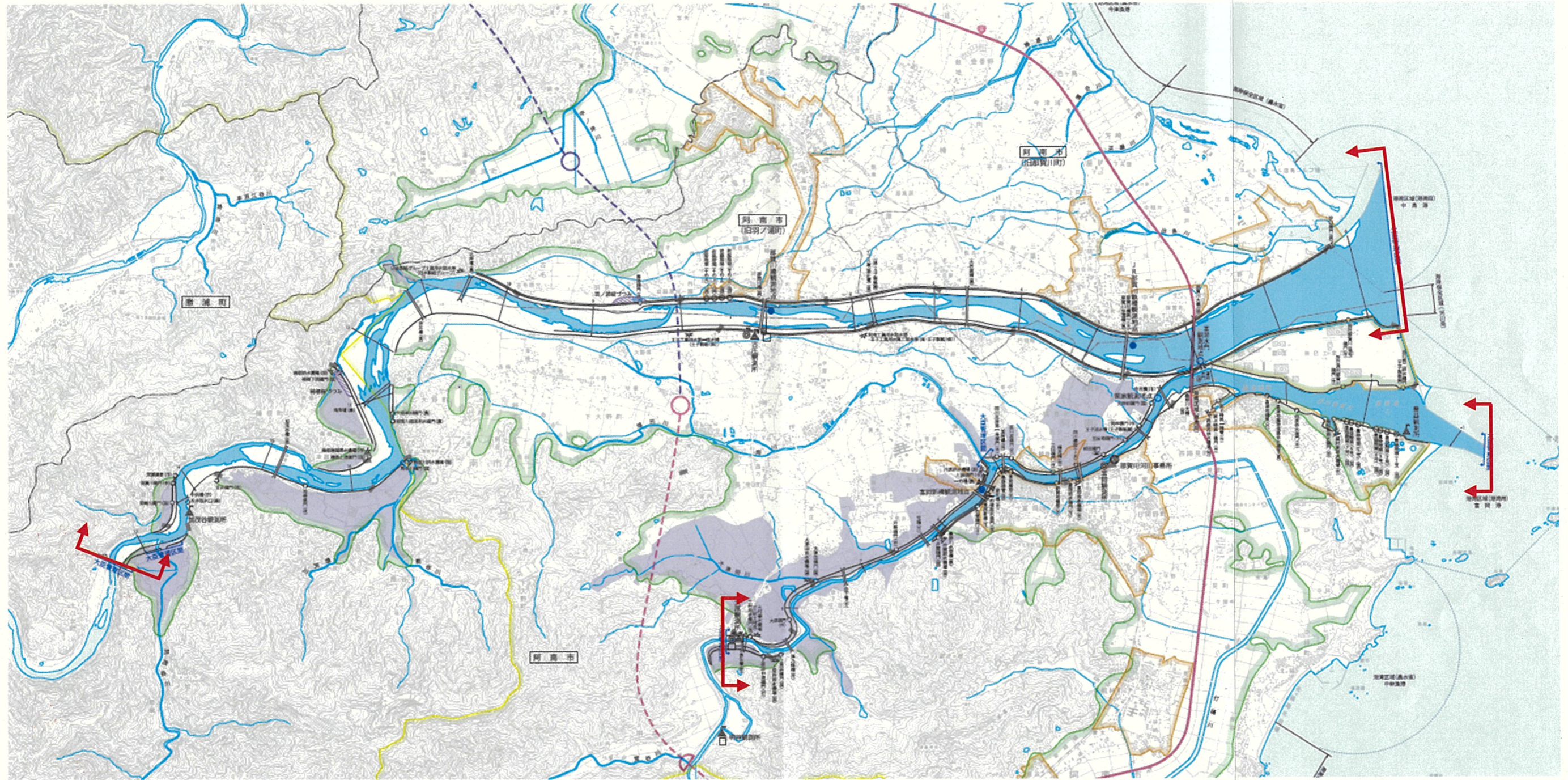


乙 みなみ阿波レスキュードローン協会

会長 大栗 克 俊



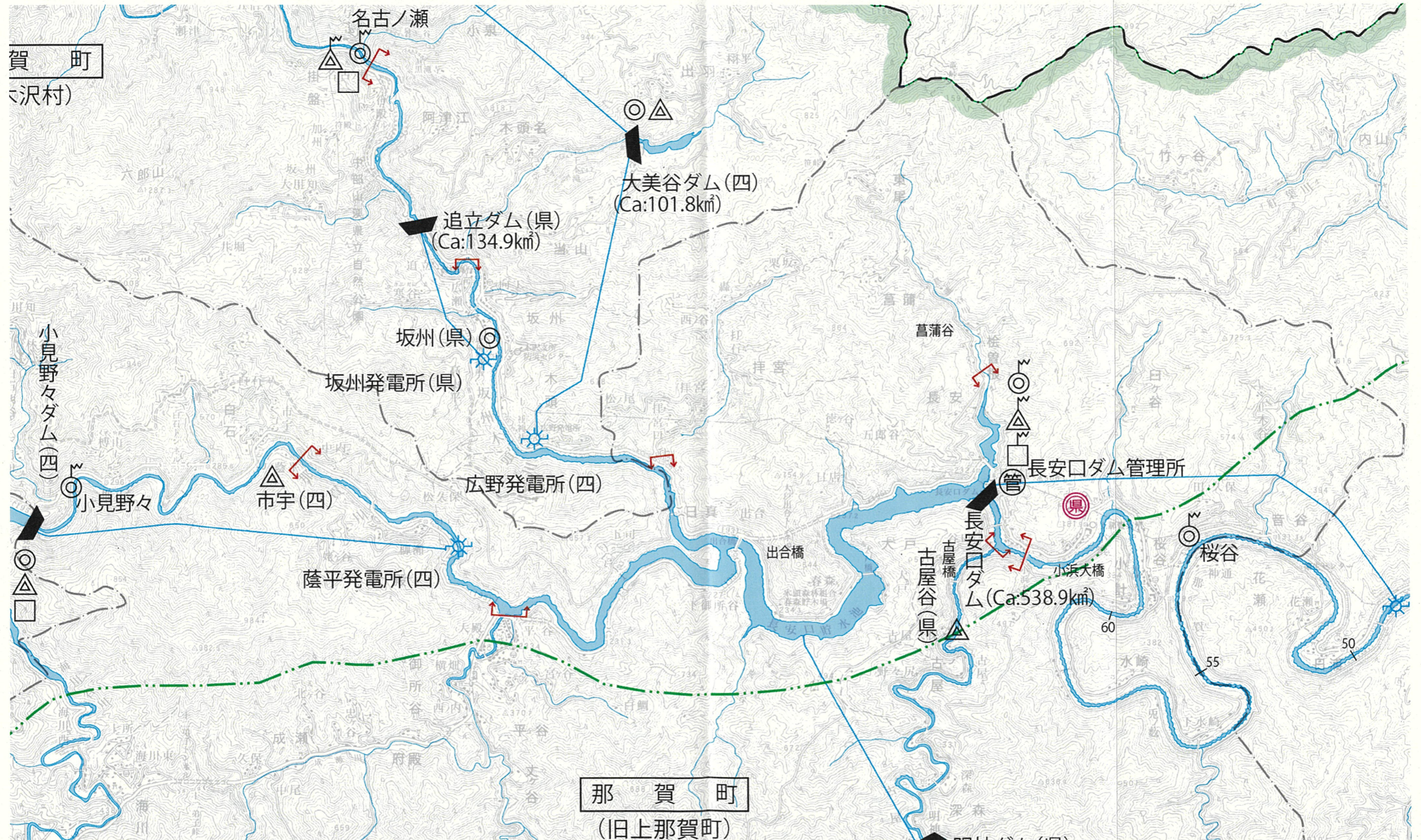
那賀川・派川那賀川および桑野川（下流域）直轄管理区間



直轄管理区間

那賀川（長安口ダム）直轄管理区間

【別紙-1】



↑ 直轄管理区間